

# 「スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）」 研究活動における不正行為の防止について

令和 7 年 3 月

生研支援センター  
研究管理部研究管理課

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です  
(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

# 目 次

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 不正行為等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3  |
| 2 | 不正行為等が行われた場合の措置・・・・・・・・・・・・     | 5  |
| 3 | 不正行為等に関する指針等・・・・・・・・・・・・・・・・    | 6  |
| 4 | 不正行為等の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 7  |
| 5 | 不正行為等が疑われる場合の対応・・・・・・・・・・・・     | 10 |
| 6 | 不正行為等の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 11 |

## 不正行為

- **ねつ造** 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- **改ざん** データ等を真正でないものに加工すること
- **盗 用** 他の研究者のアイデア等を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

このほか、**二重投稿**及び**不適切なオーサiership**が不正行為として認識されるようになってきており、**研究機関における研究成果の適切な取扱いが強く望まれます。**

## 不正使用等

- 不正使用 故意若しくは重大な過失により研究費を他の用途に使用すること、競争的研究費等の交付の決定やこれに付した条件に違反した使用をすること
- 不正受給 偽りその他不正な手段により研究費を受給すること

不正行為等により、研究活動に対する国民の信頼が損なわれれば、生研支援センターが研究費を配分する事業が成り立たなくなります。

### 不正行為等が行われた場合には

- 委託契約の解除、委託費の返還
- 研究費への応募・申請の制限（最長10年間）  
研究機関による組織的な不正行為等が認定された場合には、競争入札参加資格を停止する措置を行います。
- 他の競争的研究費を所管する府省等に情報提供  
他の配分機関においても、競争的研究費への応募・申請が制限される場合があります。

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った者だけではなく、その監督者や組織に対する信頼の失墜にもつながります！

### 3 不正行為等に関する指針等

- **競争的研究費の適正な執行に関する指針**  
(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)
- **農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン** (農林水産省)  
[https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30\\_fusei\\_guideline\\_20180720.pdf](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf)
- **研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン**  
(実施基準) (農林水産省)  
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-14.pdf>

## 研究倫理教育の実施等

### 研究倫理教育の実施

- 研究機関の研究倫理教育の推進を統括する責任者の設置
- 研究者等への教育を推進するための体制や規程類の整備
- eL CoRE等のeラーニング教材や研究公正ポータル映像教材等を活用した教育の実施

※ eL CoRE <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

※ 研究公正ポータル [https://www.jst.go.jp/kousei\\_p/](https://www.jst.go.jp/kousei_p/)

### 告発・相談受付窓口の設置

- 不正行為等の告発・相談窓口を設置し、窓口の利用方法等を教育で周知徹底

### 研究費の管理・監査体制の整備

- 研究機関の長は、最高責任者として、研究費の管理・監査の体制を整備
- 研究費の執行の責任と権限の所在と範囲を明確化し、研究機関の内外に周知・公表
- 全ての研究関係者に向け、分かり易く、明確な事務手続のルールを定める
- ルールを広く周知するとともに、ルールが適正に運用されていることをチェック



## 4 (3) 不正行為等の防止

### 「研究倫理に関する誓約書」の提出

| 提出時期 | 対象者               | 内 容                                                                                                                            | 提出方法                                   |
|------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 応募時  | 研究代表者             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ガイドラインを遵守すること</li><li>・ 委託業務事務担当者説明会資料の動画を視聴し、内容を遵守すること</li></ul>                      | 提案書の一部として提出                            |
| 契約時  | 委託事業の研究活動に関わる全ての者 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究倫理教育を実施したこと</li><li>・ ガイドラインを遵守すること</li><li>・ 委託業務事務担当者説明会資料を確認し、内容を遵守すること</li></ul> | 代表機関がコンソーシアムの全構成員の誓約書をまとめて、生研支援センターに提出 |

誓約書が添付されていない提案書の審査は行いません。

また、誓約書を提出しない研究機関を含むコンソーシアムとは委託契約を締結しません。

### 不正行為等が疑われる場合の対応

- 生研支援センターに、研究者による不正行為等が疑われる旨の報告
- 研究機関に調査委員会を設置し、調査を実施
- 必要に応じて、不正行為等が疑われる研究者に対する委託費の使用停止等
- 生研支援センターに調査結果を報告
- 不正行為等が認定された場合には、研究機関の規程等による懲戒等

不正行為等が認定されるまでは、生研支援センターが不正行為等が疑われるとの事実を公表することはありません。速やかに、ご連絡、ご相談をお願いします。

## 6 不正行為等の事例

### ○ 不正行為等の概要

実際に出張していないにも拘らず、繰り返し、旅費を請求し、受領し、私的流用した。（不正使用額：約 20 万円）

### ○ 不正行為等の要因

コンプライアンス教育の不徹底  
内部監査が適切に機能しなかった

### ○ 研究者に対する措置

研究費への応募・申請制限（最長 10 年）

### ○ 研究機関に対する措置

再発防止策の実施など

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った**研究者の研究活動の機会が奪われる**とともに、**研究機関の信用の失墜**にもつながります。

**不正行為等は、絶対に止めましょう。**

ご清聴ありがとう  
ございました